



# 労基署便り

令和6年度 No10  
大河原労働基準監督署



## 令和6年1月～12月労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5 (速報)	R6 (速報)	前年比	R5 (速報)	R6 (速報)	前年比
製造業 計	30	42	12	379 (4)	429	50(-4)
食料品製造業	14	13	-1	193	191	-2
機械金属製造業	11	16	5	99 (3)	124	25(-3)
建設業 計	31	18	-13	284 (4)	242 (3)	-42(-1)
土木工事業	13	7	-6	81	69 (2)	-12(2)
建築工事業	14	9	-5	156 (2)	133	-23(-2)
その他の建設業	6	4	-2	47 (2)	40 (1)	-7(-1)
運輸交通業 計	6	11	5	341 (1)	319 (1)	-22(±0)
陸上貨物運送業	3	10	7	305 (2)	301 (1)	-4(-1)
商業	26 (1)	24	-2(-1)	411 (3)	404	-7(-3)
社会福祉施設	12	8	-4	232	226	-6
全産業	157 (2)	149	-8(-2)	2340 (19)	2223 (11)	-117(-8)

1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。/ 2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械等製造業の合計。/ 3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

令和7年2月1日～令和7年2月28日

## 「化学物質管理強調月間」を初めて実施します！

令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を、以下のスローガンの下で初めて実施します。

令和6年度 化学物質管理強調月間スローガン

『 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 』

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として創設されたもので、今年度から毎年2月に実施することとなりました。

事業場の皆様におかれましては、以下の実施事項に基づき、化学物質の自律的管理に努めていただきますようお願いいたします。

製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認

特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

ラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施等

化学物質管理者の選任状況の確認

日常の化学物質管理の総点検

事業者又は化学物質管理者による職場巡視

スローガン等の掲示



積極的な取り組みをお願いします。



# 第1回 化学物質管理強調月間

期間：令和7年2月1日～28日

## 化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

厚生労働省は、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため「化学物質管理強調月間」を創設しました。

広く多くの製品に使用されている化学物質は、有害性に関する情報を的確に把握し、適切な使用が求められることから、各事業者においては下記の実施事項に基づき化学物質の自律的管理に努められますようお願いいたします。

## 月間中に事業者が実施すべき事項(抜粋)

- ① 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ② 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤ 日常の化学物質管理の総点検
- ⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦ スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

- ⑧ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



※詳しくは厚生労働省HPをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46325.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html)



# 化学物質管理強調月間に合わせて実施予定のイベント等

※詳細は各実施機関のホームページをご確認ください。

## 厚生労働省

### ○ 化学物質管理強調月間特別イベント

#### 【概要】

化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、東京（令和7年2月7日）、大阪（同月20日）において次の取り組みを実施。 ※詳細は厚生労働省HPで公表予定。

#### ① 実務に役立つワークショップの開催

・第三次産業（ビルメンテナンス・清掃業界及び外食産業等）での洗浄作業で使用される洗浄剤を例に、SDSを用いたリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減措置について、実践的な講習を実施。

#### ② 自律的管理に関するリスクコミュニケーションの開催

・化学物質管理に関する有識者、業界関係者等を登壇者として、基調講演及び意見交換、事例紹介等を実施。



## 経済産業省

### ○ 化学物質管理セミナー

#### 【概要】

・目的：労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法等について理解を促すこと

・対象：事業者

・プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定（SDS制度を中心とした内容にする予定）

【時期】令和7年2月5日午後



## 環境省

### アドバイザー制度利用促進キャンペーン

#### 【概要】

○ 化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。

【対象期間】令和7年2月1日～28日（1か月間）

#### 【詳細】

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html>

○ 第21回「化学物質と環境に関する政策対話」

#### 【概要】

○ 化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた提言を目指し、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す。

○ 会場での一般傍聴やオンライン傍聴が可能。

【実施時期】令和7年2月7日

※詳細は1月中下旬に以下のサイトで案内。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/>



## 中央労働災害防止協会

○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置

○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小事業者の化学物質管理を支援。

○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。

○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。

○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を作成・提供。



## 化学物質管理に関する参考情報

### （独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



### 中央労働災害防止協会

令和6年度「化学物質管理強調月間」専用ページ

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



GHSナビゲーションキャラクター  
Chemi（ケミちゃん）

### PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）に関する相談窓口

● 宮城県 環境生活部 環境対策課 環境影響評価班（022-211-2667）

※仙台市内の事業所は仙台市が相談窓口となります。

● 仙台市 環境部 環境対策課 推進係（022-214-8221）

PRTR制度概要  
（経産省HP）

